八王子市行政評価実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、八王子市基本構想・基本計画（以下「八王子ビジョン 2022」という。）の着実な進行と、市政の透明性の向上を図るため、行政評価の実施に当たって必要な事項を定める。

第２　行政評価の目的

（１）成果重視の行政運営の実現

各施策に指標と目標値を設定し、市民にとって各施策がどのような成果を目指しているかを分かりやすく示す。さらに、目標の達成度により、施策が目的どおり成果を挙げているか、また、手段としての事業の構成や重点配分が適切であるか判断し、事業の構成を見直す。

（２）説明責任の確保

各施策を目標達成度により評価し、結果を公表することで、市政の透明性の向上を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす市民本位の行政運営を行う。

（３）効果・効率性の検証

事業が効率的に執行されているか、執行手段は適切であるか、検証する。

（４）評価指標の検証

施策の評価指標と目標値が適切であるか、検証する。

第３　行政評価の種類

行政評価は、次の３種類とする。

（１）施策評価　「八王子ビジョン 2022」で「目指す姿」の実現に向け、基本計画に掲げる 49 の施策を評価する。

（２）事務事業評価　施策評価と細事業評価を連動させるため、細事業を束ねる中事業を評価する。

（３）細事業評価　毎年度の予算編成に反映させるため、行政活動の最小単位である細事業を評価する。

第４　実施方法

行政評価の実施方法は、以下のとおりとする。

なお、その対象範囲、時期、その他必要な事項については、毎年度各部長・課長に通知する。

（１）施策評価

ア　評価対象

「八王子ビジョン 2022」に掲げる指標とその数値目標

イ　評価視点

市政世論調査又は事業所管課の調査結果を用いて、指標の進捗状況及び施策の「目指す姿」を達成するのに貢献度が高い事業を考慮し、客観的視点から評価する。

（２）事務事業評価・細事業評価

ア　評価対象

職員のマンパワーのみで実施する事業を含めた全ての中事業及び細事業

イ　評価視点

（ア）自己評価

事業を担当する部署において、事業の年度目標に対する達成度、事業の効率性を評価する。

（イ）客観的評価

庁内評価委員会において、事業の年度目標に対する達成度、事業の効率性、課題への対応、次年度の展開及び過年度の客観的評価結果への対応を考慮し、客観的視点から評価する。

第５　庁内評価委員会

事務事業評価・細事業評価の客観的視点を高めるため、庁内評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（１）構成

ア　構成員

都市戦略部長、未来デザイン室長、総合経営部長、経営改革担当部長、総務部長、財政部長、福祉部長、産業振興部長、都市計画部長、経営計画課長、企画調整担当課長、経営改革課長、業務改善担当課長及び財政課長により構成する。

なお、必要がある場合は、評価対象事案に関係のある部長及び課長を構成員とすることができる。

イ　委員長・副委員長

経営改革担当部長を委員長とし、総合経営部長を副委員長とする。

（２）会議

ア　委員長は、委員会を招集し、その運営を行う。

イ　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ　委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席及び説明を求めることができる。

（３）庶務

委員会の庶務は、総合経営部において行う。

第６　結果の公表

行政評価の結果は、「市政情報の公表・提供制度実施要綱」に基づき公表する。

附　則

この要綱は、平成 15 年 6 月 10 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 15 年 8 月 18 日から施行する。

（事務事業自己検証実施要綱の廃止）

2　事務事業自己検証実施要綱は、廃止する。

（八王子市外部評価委員会設置要綱の廃止）

3　八王子市外部評価委員会設置要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年 6 月 2 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。